

○ 愛知県都市職員共済組合職員の退職手当に関する規則施行規程

(平成 10 年 3 月 31 日)
(平成 10 年規程第 6 号)

改正 平成 18 年 3 月 31 日規程第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、愛知県都市職員共済組合職員の退職手当に関する規則（平成 10 年愛知県都市職員共済組合規則第 10 号。以下「規則」という。）第 18 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(一般の退職手当の請求)

第 2 条 規則第 3 条から第 5 条までの規定による退職手当の支給を受けようとする者は、理事長が別に定める退職手当請求書を理事長に提出しなければならない。

2 職員の退職が死亡によるときは、退職手当を受ける遺族（規則第 14 条に規定する遺族をいう。以下同じ。）は、第 1 項の請求書に遺族の順位を証明する市町村長の証明書を添えなければならない。この場合において、当該遺族が規則第 14 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる者であるときは、理事長が別に定める生計維持に関する申立書を添えなければならない。

3 前項の場合において、退職手当を受ける同順位の遺族が 2 人以上あるときでそのうちの 1 人を代表者として退職手当を受けようとするときは、その代表者が前項に規定する書類に同順位の遺族全員が連署した理事長が別に定める同意書を添えなければならない。

(一般の退職手当の決定及び通知)

第 3 条 理事長は、前条の規定による請求書の提出を受けたときは、遅滞なく、退職手当の額を審査決定し、理事長が別に定める退職手当決定通知書を当該退職手当の支給を受けようとする者に交付しなければならない。

(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)

第 4 条 退職した者の基礎在職期間に規則第 5 条の 2 第 2 項第 2 号に掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における次条の規定の適用については、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

(1) 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

(2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

(平18規程4・追加)

(職員の区分)

第5条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表第1の表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

(平18規程4・追加)

(調整月額に順位を付す方法等)

第6条 第5条(第4条の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(平18規程4・追加)

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規程第4号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1 基礎在職期間における職員の区分表（第5条関係）

第1号区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成8年4月以後平成18年3月以前の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの 2 平成18年4月以後の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
第2号区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成8年4月以後平成18年3月以前の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの 2 平成18年4月以後の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第3号区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成8年4月以後平成18年3月以前の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの 2 平成18年4月以後の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第4号区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成8年4月以後平成18年3月以前の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの 2 平成18年4月以後の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第5号区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成8年4月以後平成18年3月以前の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの 2 平成18年4月以後の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第6号区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成8年4月以後平成18年3月以前の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの 2 平成18年4月以後の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第7号区分	第1号区分から第6号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

(平18規程4・追加)